

教育振興基本計画の検討経緯

平成18年12月 改正教育基本法成立

参考

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

平成19年 2月 文部科学大臣から中央教育審議会に対して審議要請

※教育振興基本計画特別部会（部会長：三村明夫 新日本製鐵株式会社代表取締役会長）を設置し、検討

平成20年 4月18日 中央教育審議会総会：答申

5月23日 教育振興基本計画(案)について各省協議開始

6月26日～27日

官房長官、文科、財務、総務大臣間の調整

各省協議終了

与党審査

7月1日、「教育振興基本計画」の閣議決定、国会報告